

2(3)社会福祉施設指導監査 における指摘事項について

2(3)社会福祉施設指導監査における指摘事項について

・ここでは、三重県が実施した社会福祉施設指導監査（児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等）における指摘事項のうち、特に伝えたい指摘事項の事例とその留意点をご説明します。

2(3) 社会福祉施設指導監査における指摘事項について

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正にあわせ、貴法人の「育児・介護休業等に関する規則」を改訂すること。

年次有給休暇が10日以上付与される職員（使用者を除く）については年5日以上を取得が義務づけられているため、計画的に年次有給休暇を取得させるよう努めること。

時間外勤務協定（36協定）について、協定の有効開始予定日より前に労働基準監督署に届け出ること。

雇用契約書（労働条件通知書）において、法令で定められた所定の労働条件を明示すること。

消防計画に基づき、防災教育、自主点検及び防災訓練を実施すること。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正にあわせ、貴法人の育児・介護休業等に関する規則（規程）を改訂すること。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正にあわせ、貴法人の育児・介護休業等に関する規則（規程）を改訂すること。

令和3年6月に育児・介護休業法が改正

【令和4年4月1日施行】

・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 等

【令和4年10月1日施行】

・育児休業の分割取得

・男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（産後パパ育休（出生時育児休業））の創設

育児・介護休業等について規定する貴法人の規則（規程）においても改訂する必要があります。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正にあわせ、貴法人の育児・介護休業等に関する規則（規程）を改訂すること。

育児・介護休業法について（厚生労働省ホームページ）

URL：
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児・介護休業等に関する規則の規定例（同上）

URL：
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

育児・介護休業等について規定する貴法人の規則（規程）において、改訂する際、参考にしてください。

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

年次有給休暇が10日以上付与される職員（使用者を除く）については年5日以上の取得が義務づけられているため、計画的に年次有給休暇を取得させるよう努めること。
（根拠法令等：労働基準法第39条第7項及び第8項）

年次有給休暇が10日以上付与される職員（使用者を除く）については年5日以上の取得が義務づけられているため、計画的に年次有給休暇を取得させるよう努めること。
（根拠法令等：労働基準法第39条第7項及び第8項）

今般、労働基準法の改正により、2019年4月から、全ての施設等において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられています。

計画的に年次有給休暇を取得させるよう努めていただきますよう、お願いします。

年次有給休暇が10日以上付与される職員（使用者を除く）については年5日以上の取得が義務づけられているため、計画的に年次有給休暇を取得させるよう努めること。
（根拠法令等：労働基準法第39条第7項及び第8項）

参考

- ・「働き方・休み方改善ポータルサイト」内「年次有給休暇取得促進特設サイト」
URL：<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>
福祉関係における取組・参考事例等も掲載されています。
- ・「年5日の年次有給休暇の確実な取得わかりやすい解説」（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>

時間外勤務協定（36協定）について、協定の有効開始予定日より前に労働基準監督署に届け出ること。

（根拠法令等：労働基準法第36条第1項）

労働基準法第36条第1項

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

時間外勤務協定（36協定）について、協定の有効開始予定日より前に労働基準監督署に届け出ること。
（根拠法令等：労働基準法第36条第1項）

36協定で有効期間を定めて、その開始予定日前に締結しているにもかかわらず、労働基準監督署への届出の遅滞により、その有効開始予定日を超えた日に受付、適用開始となっていたケースが見受けられます。

適用開始日より前は当該協定の内容が無効となりますので、ご注意ください。

雇用契約書（労働条件通知書）において、法令で定められた所定の労働条件を明示すること。

（根拠法令等：労働基準法第15条第1項 / 同法施行規則第5条）

短時間労働者及び有期雇用労働者にあっては、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条 / 同法施行規則第2条」も含む。

雇用契約書（労働条件通知書）において、法令で定められた所定の労働条件を明示すること。

労働基準法第15条第1項

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

労働基準法施行規則第5条第1項

使用者が法第15条第1項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第1号の2に掲げる事項については期間の定めのある労働契約であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第4号の2から第11号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

雇用契約書（労働条件通知書）において、法令で定められた所定の労働条件を明示すること。

雇用契約書（労働条件通知書）において適切に労働条件を明示するよう、記載についてはご注意ください。

参考

- ・ 労働条件通知書（様式及び記載要領）
（厚生労働省ホームページ）

URL:

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>

消防計画に基づき、防災教育、自主点検及び防災訓練を実施すること。

（根拠法令等：消防法第 8 条第 1 項）

消防法第 8 条第 1 項

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、（略）、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

その他の指摘事項

- みなさんもお承知のとおり、高齢者施設、障害者施設、保育所等での施設従事者等による利用者への虐待が報道されており、施設における虐待防止に向けた取り組みが求められているところです。
- 指導監査でも、虐待については、施設の種別に関係なく必ず確認している項目であり、指摘となる事例が少なからずあります。
- 各施設に置かれましては、虐待防止のための体制整備（指針の整備等）や、職員の意識向上（研修の実施等）に努めていただき、虐待防止に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

3 その他

(1) 社会福祉法人認可申請 ハンドブックについて

3 その他

(1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて

○掲載内容

・社会福祉法人とは、社会福祉法人の機関、社会福祉法人の資産、社会福祉法人認可申請手続き、認可申請後に必要な手続き、定款変更認可申請手続き、基本財産処分手続き、合併手続き、社会福祉法人現況報告等

定款変更や基本財産処分については、必ず予め所轄庁に協議したうえで、所定の手続きを行ってください。
(事後的な申請は厳禁)

3 その他

(1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて

○令和5年度ハンドブック改訂内容

- ・ 県の組織改正に伴い、各社会福祉事業に係る県庁担当課名を変更しました。
- ・ 不動産使用証明願いについて、社会福祉事業の用に供することが分かる書類（理事会議事録等）を「土地及び既存建物の場合」に限らず、新規建物も含む全ての不動産使用証明願いに添付してもらうこととしました。